

中国
商標法

2001年10月27日改正

2001年12月1日施行

1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議採択。

1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議の「中華人民共和国商標法改正についての決定」に基づき1回目改正。

2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の「中華人民共和国商標法改正についての決定」に基づき2回目改正。

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第2章 商標登録の出願

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第3章 商標登録の審査及び許可

第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条

第 4 章 登録商標の更新，譲渡及びライセンス

第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条

第 5 章 登録商標係争の裁定

第 41 条
第 42 条
第 43 条

第 6 章 商標使用の管理

第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条

第 7 章 登録商標使用の排他権の保護

第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 8 章 附則

第 63 条

第 64 条

第1章 総則

第1条

商標管理を強化し、商標使用の排他権を保護し、生産者及び経営者がその商品及びサービスの品質を保証し、かつ、商標の名声を維持することを促すことによって、消費者、生産者及び経営者の利益を保護し、社会主義市場経済の発展を促進するために、この法律を制定する。

第2条

国务院工商行政管理部門の商標局が、全国の商標登録及び管理を主管する。
国务院工商行政管理部門の下に設置された商標評審委員会が、商標係争事件の処理に責任を負う。

第3条

登録商標とは、商標局が登録を許可した商標を意味し、商品商標、サービスマーク、団体標章及び証明標章を含む。商標登録人は商標使用の排他権を享有し、法律の保護を受ける。
本法でいう団体標章とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録し、当該組織構成員の商業活動における使用に供して当該組織の構成員資格を表示する標識を言う。
本法でいう証明標章とは、ある商品又はサービスに対して監督能力を有する組織に制御され、かつ、当該組織以外の単位又は個人がその商品又はサービスに使用する場合、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特徴を証明するための標識を言う。
団体標章、証明標章の登録及び管理に関する詳細事項は国务院工商行政管理部門により規定される。

第4条

如何なる自然人、法人又はその他の組織も、その生産、製造、加工、選択又は販売する商品について、商標使用の排他権を取得する必要があるときは、商標局に商品商標登録を出願しなければならない。
如何なる自然人、法人又はその他の組織も、その提供するサービスについて、サービスマーク使用の排他権を取得する必要があるときは、商標局にサービスマーク登録を出願しなければならない。
本法の商品商標に関する規定はサービスマークにも適用する。

第5条

2人以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、かつ、共同で商標使用の排他権を享有及び行使することができる。

第6条

国が登録商標を使用しなければならないと規定した商品は、必ず商標登録を出願しなければならない。商標登録許可を得ていない商品は、市場で販売することができない。

第7条

如何なる商標使用者も、商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の

工商行政管理部門は商標管理を通じ、消費者を欺く行為を制止しなければならない。

第8条

自然人、法人又はその他の組織の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスと区別することができる如何なる視覚標識も、商標として登録出願することができ、その標識には、語、図形、アルファベット文字、数字、三次元標識、色彩の組合せ、及びこれらの要素の組合せが含まれる。

第9条

登録出願の商標は、顕著な特徴を有していて識別が容易であり、かつ、他の者が先に取得した権利と衝突しないものとする。

商標登録人は、「登録商標」という語又は商標登録済の標記を使用する権利を有する。

第10条

次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

(1) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勲章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの

(2) 外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの。ただし、当該国政府が使用に同意する場合はこの限りでない。

(3) 政府間で組織する国際組織の名称、旗、又は徽章と同一若しくは類似のもの。ただし、当該組織が使用に同意する場合、又は公衆に容易に誤認させない場合はこの限りでない。

(4) 監督用又は保証用の政府標識又は検査印と同一若しくは類似のもの。ただし、使用の権限が付与された場合はこの限りでない。

(5) 「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標識と同一若しくは類似のもの

(6) 民族差別扱いの性格を帯びたもの

(7) 商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの

(8) 社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの

県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有する場合、又は団体標章、証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標として既に登録された商標は引き続き有効である。

第11条

次に掲げる標識を商標として登録してはならない。

(1) 当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの

(2) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したものの

(3) 顕著な特徴に欠けるもの

前段落に掲げる標識は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能となった場合は、商標として登録することができる。

第 12 条

三次元標識で商標登録を出願するときは、商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状で登録してはならない。

第 13 条

同一又は類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録されていない他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、混同を引き起こし易いときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録された他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆に誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与えることになるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

第 14 条

著名商標の認定には、次の要素を考慮しなければならない。

- (1) 当該商標の関連公衆に対する知名度
- (2) 当該商標の連続使用期間
- (3) 当該商標の宣伝の連続期間、範囲及び地域
- (4) 当該商標に関する著名商標としての保護記録
- (5) 当該商標の知名度に関するその他の要素

第 15 条

授權されていない代理人又は代表者が自分の名義で被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

第 16 条

商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。

前段落に述べた地理的表示とは、当該商品の原産地、その特有の品質、名声又は主に同地域の自然的若しくは文化的要因によって決定されるその他の特徴を表わす標識をいう。

第 17 条

如何なる外国人又は外国企業も中華人民共和国で商標登録を出願するときは、その出願人が属する国と中華人民共和国が締結した協定に従い、若しくは双方の国が加盟している国際条約に従い、又は相互主義の原則に基づいて出願手続をしなければならない。

第 18 条

如何なる外国人又は外国企業も中華人民共和国で商標登録を出願し、及びその他の商標に係わる手続を処理するときは、国が指定した代理資格を有する組織に委任しなければならない。

第2章 商標登録の出願

第19条

商標登録を出願する時は、規定の商品分類に基づき商標を使用する商品の類及び商品名称を願書に記載しなければならない。

第20条

商標登録出願人が異なる類の商品に同一の商標登録を出願するときは、商品分類に従い、各類について、登録の出願をしなければならない。

第21条

登録商標を同じ類の他の商品に使用する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない。

第22条

登録商標の標識を変更する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない。

第23条

商標登録後に、登録人の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更の申請をしなければならない。

第24条

商標登録出願人は、外国で初めてその商標の登録を出願した日より6月以内に、中国で同一商品に同一商標の登録出願を行うときは、中華人民共和国と出願人が属する国の間で締結した協定に従い、若しくは双方の国が加盟している国際条約に従い、又は優先権相互承認の原則に基づいて優先権を享有することができる。

前段落の規定に従い優先権を主張するときは、商標登録を出願するときに申立書を提出し、かつ、3月以内に最初に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。申立書を提出しないか、期限内に出願書類の副本を提出しないときは、当該優先権主張をしていないものとみなす。

第25条

商標は、中国政府の主催又は認可した国際展示会に展示された商品に初めて使用されたときは、当該商品が展示された日より6月の間、当該商標の登録出願人は優先権を享有することができる。

前段落の規定に従い優先権を主張するときは、商標登録を出願するときに申立書を提出し、かつ、3月以内に当該商品が展示された展示会の名称、展示商品に当該商標を使用した証拠、及び展示の日を示す書類を提出しなければならない。申立書を提出しないか期限内に証明書類を提出しないときは、当該優先権主張をしていないものとみなす。

第26条

商標登録出願のために申告した事項及び提出した資料は真実、正確かつ完全でなければならない。

ない。

第3章 商標登録の審査及び許可

第27条

登録出願された商標が本法の関係規定を満たすときは、商標局が審査の後予備的にこれを許可し、かつ、公告する。

第28条

登録出願された商標は、本法の関係規定を満たさないとき、若しくは他の者が同一商品又は類似商品に既に登録していた、又は審査後予備的に許可された商標と同一又は類似しているときは、商標局が出願を拒絶し、これを公告しない。

第29条

2人又は2人以上の商標登録の出願人が同一商品又は類似商品について、同一又は類似の商標登録を出願するときは、先に出願された商標に審査の後予備的許可を与え、かつ、公告する。同一日に出願するときは、先に使用された商標に審査の後予備的許可を与え、かつ、公告する。他の者の出願は拒絶し、これを公告しない。

第30条

審査の後予備的に許可された商標に対しては、公告の日から3月以内に、何人も異議申立をすることができる。期間満了で異議申立がないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。

第31条

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

第32条

出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は書面で商標登録出願人に通知しなければならない。商標登録出願人は不服があるときは、通知受領日から15日以内に、商標評審委員会に評審を請求することができる。商標評審委員会は決定をし、かつ、書面で出願人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第33条

審査を経て予備的に許可され、かつ、公告された商標に対して異議申立があったときは、商標局は異議申立人及び被申立人から事実及び理由を聴取し、調査及び確認の後、決定をしなければならない。当事者は不服があるときは、通知受領日から15日以内に、商標評審委員会に評審を請求することができる。商標評審委員会は決定をし、かつ、書面で異議申立人及び被申立人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標評審手続の相手側の当事者に第三者として

訴訟に参加することを通知しなければならない。

第 34 条

関係当事者は、法定期限内に商標局の決定に対して評審を請求しない、又は商標評審委員会の決定に対して人民法院に提訴しないときは、決定は効力を発生する。

決定に対して異議が成立しないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。決定に対して異議が成立するときは、登録を許可しない。

決定に対して異議が成立せず、登録を許可したときは、商標登録出願人が商標使用の排他権を取得する期間は、初めの審査の公告後 3 月が経過した日から起算する。

第 35 条

如何なる商標登録出願及び商標評審請求も適時に審査を行わなければならない。

第 36 条

商標登録出願人又は登録人は、商標出願書類又は登録書類に明らかな間違いがあることを発見したときは、訂正を申請することができる。商標局は、法律に基づき職権の範囲内でそれを訂正し、かつ、関係当事者に通知する。

前段落でいう訂正は商標出願書類又は登録書類における実質的な内容を含まない。

第4章 登録商標の更新，譲渡及びライセンス

第37条

登録商標の存続期間は10年とし，登録の許可があった日から起算する。

第38条

登録人は，登録商標の存続期間が満了した後も引き続き使用する意図があるときは，期間満了前6月以内に登録更新を申請しなければならない。この期間に申請することができないときは，6月の猶予期間が認められる。猶予期間内に申請がないときは，その登録商標を取り消す。

毎回の登録更新の存続期間は10年とする。

登録更新は許可後，これを公告する。

第39条

登録商標を譲渡するときは，譲渡人と譲受人は，譲渡契約を締結し，共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。登録商標の譲渡は，許可後，これを公告する。譲受人は公告日から商標使用の排他権を享有する。

第40条

商標登録人は，商標ライセンス契約を締結することによって他の者がその登録商標を使用することを許諾することができる。使用許諾者はその登録商標を使用する使用権者の商品の品質を監督しなければならない。使用権者は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

他の者の登録商標を使用する許諾を受けたものは，その登録商標を使用する商品に使用権者の名称及び商品の産地を明記しなければならない。

商標ライセンス契約は商標局に提出の上記録される。

第5章 登録商標係争の裁定

第41条

登録された商標が第10条,第11条,第12条の規定に違反しているか,又は詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは,商標局は当該登録商標を取り消す。その他如何なる組織又は個人も,商標評審委員会にそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。

登録された商標が第13条,第15条,第16条,第31条の規定に違反しているときは,当該商標の登録日から5年以内に,他の商標所有者又は関係当事者は,商標評審委員会にその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。悪意による著名商標の登録の場合,その真の所有者に対しては5年間の制限はない。

前2段落に定めた状況のほか,既に登録された商標について係争があるときは,当事者は当該商標の登録許可日から5年以内に,商標評審委員会に裁定を請求することができる。

商標評審委員会は裁定請求を受理した後,関係当事者に通知し,かつ,指定の期間内に答弁させなければならない。

第42条

登録許可の前に,異議の申立があり,かつ,決定された商標については,再度同一の事実及び理由で裁定を請求することができない。

第43条

商標評審委員会は,登録商標の維持又は取消の裁定をした後,書面で関係当事者に通知しなければならない。

関係当事者は,商標評審委員会の裁定に不服があるときは,通知受領日から30日以内に,人民法院に提訴することができる。人民法院は商標裁定手続の相手側の当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第6章 商標使用の管理

第44条

登録商標を使用する者が、次に掲げる何れかの行為をなしたときは、商標局は指定の期間内に状況を是正すること又は当該登録商標の取消を命じる。

- (1) 一方的に登録商標を変更した場合
- (2) 一方的に登録商標の登録人の名義、所在地又はその他の登録事項を変更した場合
- (3) 一方的に登録商標を譲渡した場合、又は
- (4) 継続して3年間使用していない場合

第45条

登録商標が、粗製乱造し又は品質を落とした商品に使用されて、消費者を欺瞞したときは、各級の工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、指定の期間内に是正を命じるものとし、かつ、非難通知を回状し又は罰金を科すことができる。商標局は当該登録商標を取り消すこともできる。

第46条

登録商標が取り消され又は期間満了で更新されないときは、取消又は無効となった日から1年の間、商標局は当該商標と同一又は類似の商標の登録出願について、これを許可しない。

第47条

第6条の規定に違反する何人に対しても、地方の工商行政管理部門は、指定の期間内に登録出願を命じるものとし、かつ、罰金を併科することもできる。

第48条

未登録商標を使用する者が、次に掲げる何れかの行為をなしたときは、地方の工商行政管理部門はその使用を停止させ、指定の期間内に状況を是正させるものとし、かつ、非難通知を回状し又は罰金を科すことができる。

- (1) 登録商標と偽る場合
- (2) 第10条の規定に違反する場合、又は
- (3) 粗製乱造し、又は品質を落とし、以って消費者を欺瞞する場合

第49条

商標局の登録商標取消の決定に対して不服があるときは、当事者は通知受領日から15日以内に商標評審委員会に評審を申請することができる。商標評審委員会が決定を行い、かつ、書面で申請人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第50条

工商行政管理部門が第45条、第47条及び第48条の規定に基づいて行った罰金の決定に対して、当事者に不服があるときは、通知受領日から15日以内に、人民法院に提訴することがで

きる。期間内に提訴又は履行しないときは、関係工商行政管理部門が人民法院に強制執行を申し立てる。

第7章 登録商標使用の排他権の保護

第51条

登録商標使用の排他権は、登録を許可された商標及び商標の使用が許可された商品に限る。

第52条

次に掲げる行為は、何れも登録商標使用の排他権の侵害とする。

- (1) 商標登録人の許諾を受けずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合
- (2) 虚偽の登録商標を付したことが分っている商品を販売する場合
- (3) 他の者の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで製造した登録商標の表示を販売する場合
- (4) 商標登録人の同意を得ずに、その登録商標を変更し、かつ、当該変更商標を使用する商品を市場に投入する場合
- (5) 他の者が有する登録商標使用の排他権にその他の損害を与えている場合

第53条

ある者が、第52条に掲げる登録商標使用の排他権を侵害するような行為をなし、紛争を引き起こしたときは、関係当事者は協議により解決する。当事者が協議を避けたがるか、又は協議が成立しないときは、商標登録人又は関係当事者は、人民法院に提訴するか、又は工商行政管理部門に処理を請求することもできる。工商行政管理部門が処理を行う場合、権利侵害行為と認められたときは、直ちに侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造用並びに登録商標表示偽造用の道具を没収、処分し、かつ、罰金を科すものとする。関係当事者が処理決定に不服があるときは、処理通知受領日から15日以内に、中華人民共和国行政訴訟法により人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期間内に提訴しない又は決定の履行をしなかったときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。処理を行う工商行政管理部門は、関係当事者の請求により、商標使用の排他権侵害による賠償の額について調停することができる。調停が成り立たないときは、関係当事者は、中華人民共和国行政訴訟法により人民法院に提訴することができる。

第54条

登録商標使用の排他権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律に基づき取締りをする権限を有する。犯罪の疑いがある程重大な事件の場合は、直ちに司法機関に移送しなければならない。

第55条

県又はそれ以上のクラスの工商行政管理部門は、登録商標に対する侵害嫌疑行為を取り調べる際、違法嫌疑証拠又は通報により、以下の職権を行使することができる。

- (1) 関係当事者に尋ね、登録商標使用の排他権の侵害に関する状況を取り調べる。
- (2) 関係当事者の侵害行為に関する契約、領収書、帳簿及びその他の関係資料を調べ、写しを撮る。
- (3) 関係当事者が商標使用の排他権に対して行った侵害嫌疑行為の場所を現場調査する。

(4) 侵害行為に関する物品を調査する。他の者の有する登録商標使用の排他権を侵害するために使用されたことが明らかな物品については、それを封印し、差し押さえることができる。工商行政管理部門が前段落に言う職権を行使する場合、関係当事者は、協力しなければならない、かつ、これを拒絶し、又は妨げてはならない。

第 56 条

商標使用の排他権を侵害する賠償の額は、侵害者が侵害期間中に侵害によって受けた利益又は被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする。前記の損害は、被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った適正な支出を含む。

前段落にいう侵害者が侵害期間中に侵害によって受けた利益、又は被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害が確定しにくい場合は、人民法院が侵害行為の情状により 50 万元以下の賠償を科する。

何人も、登録商標使用の排他権を侵害する商品であることを知らずに販売する場合、その商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、商品提供者を示すときは、賠償の責任を負わない。

第 57 条

商標登録人又は関係当事者は、他の者がその商標使用の排他権に対する侵害行為を行っている、又は間もなく行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る虞があるときは、提訴前に、人民法院に關係行為の停止を命じ、かつ、財産保全の措置を採るよう申し立てることができる。

人民法院は、前段落の申立を処理する際、中華人民共和國民事訴訟法第 93 条から第 96 条まで及び第 99 条の規定を適用する。

第 58 条

権利侵害行為を制止するために、証拠が消滅可能で、又は今後の証拠入手が困難である場合、商標登録人又は関係当事者は、提訴前に人民法院に証拠の保全を申し立てることができる。人民法院は申立を受理した後、48 時間以内に裁定をしなければならない。保全措置を講じると裁定するときは、直ちに執行しなければならない。

人民法院は申立人に担保を提供することを命じることができる。申立人が担保を提供しないときは、その申立を拒絶する。

人民法院が保全措置を採用してから 15 日以内に申立人が提訴しないときは、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

第 59 条

ある者が、商標登録人の許諾を受けずに登録商標と同一の商標を使用し、犯罪となる程重大な事件の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

ある者が、他の者の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで製造した登録商標の表示を販売し、犯罪となる程重大な事件の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

ある者が、偽造登録商標を付したことが分っている商品を販売し、犯罪となる程重大な事件

の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

第 60 条

商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員は、法に従って事件を処理し、清廉かつ規律正しく、職務に忠実で、丁重かつ誠実に服務しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標登録、管理、評審業務にたずさわる国家機関要員は商標代理業務及び商品生産販売活動にたずさわってはならない。

第 61 条

工商行政管理部門は、商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員が法律と行政法規を執行し、規律を守る状況について、監督検査するように、内部監督制度を確立し、かつ、強化しなければならない。

第 62 条

商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員は、職責を軽んじ、職権を濫用し、私利のために不正行為をし、商標登録、管理及び評審を違法に取り扱い、関係当事者の金銭又は財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、以って犯罪となった場合、法により刑事責任を追及する。犯罪となる程重大な事件でない場合は、法により行政処分を行う。

第 8 章 附則

第 63 条

商標登録出願及びその他の商標に係わる手続を行うときは、規定の手数料を納付しなければならない。手数料の附則は別途に定める。

第 64 条

本法は、1983年3月1日から施行する。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定で本法に抵触するものは、すべて同時に効力を失う。

本法の施行前に登録された商標は引き続き効力を有する。